

令和8年度 放課後児童会入会案内書

<放課後児童会とは>

放課後に保護者が不在となる児童に、「仲間と一緒に楽しく遊ぶ場」を提供することで健全育成を図ります。保護者と指導員が協力しながら、集団生活の中で、児童が自主的・計画的にすごすことができる生活習慣を養います。

<入会の要件>

基本的に次の各項に該当する児童で、教育委員会が認めた児童。

- (1)藤井寺市立の小学校に在籍する児童であること。
- (2)放課後に保護者が不在である状態が月のうち15日以上あること。

※保護者が不在状態とは（概ね、次のどれかに該当していることが必要です）

- ・昼間に自宅外で就労していること。
- ・自宅内に店舗・事務所がある場合は、専ら業務に従事していること。
- ・疾病や負傷で入院しているか、又は常時通院していること。
- ・心身に障がいを有し、児童の養育が困難であること。
- ・震災・風水害・火災その他災害の復旧に当たっていること。
- ・そのほか、保護者が不在であると教育委員会が認めた場合。

- (3)児童が入会を希望し、入会申請時の諸注意を遵守すること。

入会申請受付期間及び受付場所

受付期間：令和8年1月13日（火）～1月23日（金）9時～17時30分

17日（土）を除く

18日（日）は、9時30分から17時まで受付します。

受付場所：藤井寺市役所6階 生涯学習課 63番窓口

アイセルシュラホールでは受け付けできませんので、ご注意ください。

※ 継続して入会される場合も、年度ごとの申請が必要となります。

<入会申し込みの注意点>

- ※ 上記期間を超えても継続して申請受付を行いますが、期間終了後以降に申請があった場合、待機扱いとなる可能性が高まりますので、ご注意ください。
- ※ 上記期間中に書類が揃わない場合は、当該書類を除く書類を上記期間内に提出してください。
- ※ 放課後児童会保護者負担金に未納がある場合は、完納後の申請受付となりますのでご注意ください。

<開設期間及び時間>

[期 間] 令和8年4月1日～令和9年3月31日

利用区分：月曜日～金曜日（週5日間）または月曜日～土曜日（週6日間）

※週5日間の利用と週6日間の利用では負担金額が異なります。詳しくは下記をご覧ください。

祝日、8月13日～15日、12月29日～1月4日、その他やむを得ない理由のある場合は休会します。

[時 間] 平 日：授業終了後から午後6時まで

土曜日：午前8時30分から午後6時まで

長期休業日等（夏休み等）：午前8時から午後6時まで

※午後5時を過ぎて下校する場合は、必ず保護者等のお迎えが必要です。

<開設学級及び対象児童・受入予定児童数>

あおぞら学級 藤井寺小学校の児童（150名）

ふじのこ学級 藤井寺南小学校の児童（160名）

すぎのこ学級 藤井寺西小学校の児童（120名）

なかよし学級 藤井寺北小学校の児童（120名）

たけのこ学級 道明寺小学校の児童（120名）

ひまわり学級 道明寺東小学校の児童（120名）

たんぽぽ学級 道明寺南小学校の児童（80名）

<保護者負担金>

・月曜日～金曜日（週5日間）利用：月額5,000円（児童1人につき）

※同一世帯で2人以上入会する場合は、2人目から児童1人につき月額2,500円

・月曜日～土曜日（週6日間）利用：月額6,000円（児童1人につき）

※同一世帯で2人以上入会する場合は、2人目から児童1人につき月額3,000円

・生活保護世帯、市民税非課税世帯は、負担金が免除になります。（申請が必要です。入会申込時に「放課後児童会負担金減免申請書」を必ず提出してください。）

※年度途中で免除事由に該当された場合は、別途申請が必要です。

◎月の途中で入会・退会があった場合や、月の全日を欠席された場合でも、当該月分の負担金を納付いただきます。負担金は在籍している限り発生するので、退会される場合は必ず「退会届」を提出してください。（例：6月以降利用しない場合は必ず5月31日までに退会届を提出してください。6月1日以降に退会届を提出された場合は、6月分の負担金が発生します。）

<入会申込に必要な書類>

1. 放課後児童会入会申込書…裏面の誓約書に署名をお願いします。

2. 保護者が不在状態である証明書

(1)お勤めのかた……在職証明書の外勤欄に雇用主の証明を受けてください。

(2)自営業のかた……在職証明書の自営業欄で申し立ててください。併せて自営業を証明するもの(確定申告書控の写し等)を添付してください。その場合、申請時点で用意できる最新年度のもので結構です。

※在職証明書は、兄弟姉妹が2名以上入会する場合は、合わせて1部で結構です。

(3)病気のかた………病気が理由で家庭での保護・養育が出来ない旨を記載した医師の診断

書を添付し、申し立ててください。

- (4)心身に障がいがあるかた…障がい者手帳のコピーを添付のうえ、申し立ててください。
- (5)その他のかた…状況により必要となる書類が異なります。詳しくは、お問合せください。

3. 入会調査票及び緊急連絡先…必要事項を記載してください。

4. その他（該当のかた）

生活保護受給世帯、市民税が非課税の世帯のかたは減免申請書をご提出ください。

なお、添付書類のうち、「生活保護受給証明書」または「市・府民税証明書」は、「放課後児童会負担金減免申請にかかる同意書」の提出をもって代えることができる場合があります。詳しくは当該同意書をご覧のうえ、該当する場合は、「減免申請書」と「同意書」の両方を提出してください。

<記入上の注意点>

- ・保護者の勤務先の住所、電話番号については、本社所在地ではなく、実際に勤務されている場所を記入してください。
- ・緊急時の保護者以外の連絡先についてもご記入ください。そのかたには放課後児童会より緊急の連絡が入るかもしれないことを伝えておいてください。また、緊急連絡先は3番目まで記入してください。ただし、どなたもおられない場合は、確実に連絡の取れる先をご記入ください。
- ・入会調査票については、該当する項目に記入してください。
(身障者手帳・療育手帳をお持ちの方は、コピーを添付してください。)
- ・食物アレルギーのある方は、食物アレルギー管理カードにご記入のうえ提出してください。
- ・世帯や就労の状況などは、正確に申告してください。虚偽記載が発覚した場合は入会を取り消す場合があります。

<入会の決定>

入会要件調査などを行い、2月中旬頃に入会決定通知書を郵送します。

<入会説明会> ※新規入会のかたのみ

令和8年3月8日（日）午前10時から 各放課後児童会教室

新規入会のかたを対象に、児童同伴のもと入会説明会を行います。入会にあたり原則ご参加いただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

<注意事項>

- ・新1年生は、始業式までは基本的に送り迎えをお願いします。
- ・対象児童でなくなったとき、無断欠席が続いた場合など児童会の運営管理上支障がある場合、保護者負担金を滞納した場合などは退会していただくことになりますのでご注意ください。

●継続利用されるかたや、これまでに放課後児童会を利用したことのあるかたで、保護者負担金を滞納されているかたは入会をお断りします。



問い合わせ先

藤井寺市教育委員会 生涯学習課 放課後児童会担当

〒583-8583

藤井寺市岡1-1-1

藤井寺市役所6階 生涯学習課（63番窓口）

TEL：939-7802（直通）

問い合わせ時間 午前9時00分～午後5時30分

※土・日・祝日を除く